

非若該中七在田答に於て 依りて 全署長に
田口外四名ノ職工代表者ヲ招致シ 日給百廿
名田五ノ千兼認シテハ 和師提議セレシ
本署一般職工ニ 認シテ 確然タルコト
ナリ

本署署長ニ 職工代表者ヲ招致シ 札記
調停案ヲ提示シタルニ 何レモ之ヲ認トセリ
ヲ以テ 更ニ會社創佐野重役ヲ招致意見
ヲ徴シタルニ 是亦異議ナク 兼認セリ
一方職工代表者ハ 貞年ニ大崎 説教所ニ
集會セル一般職工ニ 諮リタルニ 一右ノ異議
ヲ唱フニ 元ノチキリ 其者 署長ニ 甲出テ
復ニ妥協成立シ 然議解決ヲ告ゲタリ

一 解雇年給金 日給百廿名田五ノ千
二 解雇年給金 日給百廿名田五ノ千
三 職工賃金 日給百廿名田五ノ千
四 職工賃金 日給百廿名田五ノ千

但シ一馬カノ評價在十田トシ引渡期間
十 解雇ノ日(亦四日) 五ノ千 引渡トス
三 職工賃金 日給百廿名田五ノ千
四 職工賃金 日給百廿名田五ノ千
其外年未消費金 日給百廿名田五ノ千
社(是述) 又七ノ千

(敬告視座)